



令和6年度 入札・契約の対応方針
(工事)

令和6年4月
中国地方整備局
港湾空港部

★見直し又は新たな取組み

目次

◆競争参加資格要件の改善に向けた取組み	
1.主任（監理）技術者等未経験者育成型の試行★	P2
◆総合評価落札方式における評価の改善に向けた取組み	
2.チャレンジ型における競争性の改善【中国独自】★	P4
3.特定JV発注工事における地元中小企業評価の試行【中国独自】★	P7
①企業に対する評価の改善	
4.ワーク・ライフ・バランス等の推進の改善★	P8
5.作業船の保有及び環境基準達成状況の評価	P10
6.災害活動実績に基づく表彰【中国独自】★	P11
7.賃上げを実施する企業への加点措置	P12
②企業及び技術者に対する評価の改善	
8.担い手確保重視型	P14
◆入札・契約手続きの改善に向けた取組み	
9.見積参考資料に対する質問締切日について★	P15
10.港湾5工種における特定JVに対する評価方法【中国独自】	P16
11.技術提案書作成にかかる負担の軽減【中国独自】	P17
12.自主採点書類の提出【中国独自】	P18
13.産前産後休暇及び育児休暇取得に係る証明様式★	P19
◆（参考）その他の主な取組み	P21

1.主任（監理）技術者等未経験者育成型の試行

見直し

■背景

- ・平成30年度より、現場経験が少ない等、主任（監理）技術者に登用されにくい若手技術者の育成、技術力向上を目指し、経験豊富な専任補助者（以下、技術指導者）を配置し、技術指導者を若手技術者の代わりに総合評価の対象として評価を行っている。
- ・なお若手技術者とは、審査基準日（申請書の提出期限日）において満40歳未満であること。
- ・昨今の担い手不足や技術者の高齢化、受注機会の減少等に起因し、入札時に求められる施工経験を有する技術者の減少といった課題も顕在化している状況。

■見直し内容

- ・主任（監理）技術者等として施工経験を有さない技術者（主任(監理)技術者、現場代理人未経験者）の育成機会の創出、また施工経験の多い技術者（技術指導者）を併せて配置することによる技術の伝承を図る目的として、**年齢要件を撤廃した、主任（監理）技術者等未経験者育成型の工事**に見直す。（下記参照）
- ・令和6年4月1日以降公告する工事から適用する。

	【現状】 若手技術者登用促進型（工事）	【見直し】 主任（監理）技術者等未経験者育成型（工事）
対 象	満40歳未満の配置予定主任（監理）技術者	主任（監理）技術者、現場代理人未経験の配置予定主任（監理）技術者 （年齢要件なし）
総合評価	専任補助者（技術指導者）の実績で評価	専任補助者（技術指導者）の実績で評価
備 考	活用回数に制限なし	活用は、競争参加資格に定める同種工事にて主任（監理）技術者等の経験を有する迄

1.主任（監理）技術者等未経験者育成型の試行

見直し

【総合評価落札方式の評価方法】

■ 工事難易度 I～ⅢかつW T O非対象工事の場合

○ 配置技術者：主任（監理）技術者等未経験者 + 技術指導者（非専任※）

- ・同種実績と工事成績、表彰等は、技術指導者（非専任※）の実績で評価

※別件工事で専任配置していないことを条件として、技術指導者（非専任）は、最大で工事3件まで登録可能とする。

また、工事内容等より専任としても良い。

■ 工事難易度 IV～VIまたはW T O対象工事の場合

○ 配置技術者：主任（監理）技術者等未経験者 + 技術指導者（専任）

- ・同種実績と工事成績、表彰等は、技術指導者（専任）の実績で評価

【技術者の要件】

● 技術指導者

- ・主任（監理）技術者に求める要件を全て満たすこと。
- ・別件工事で専任配置されていないこと。
- ・定期的に配置予定主任（監理）技術者の指導を現場にて行うこと（1回／週程度）
- ・現場に半日以内に到着可能な場所を勤務地としている者であること。※
- ・発注工事を含め3件以内の配置となっていること。※
- ※専任の技術指導者を配置する場合は、当該条件は不要

● 主任（監理）技術者等未経験者

- ・主任（監理）技術者に求める要件のうち、施工経験以外の要件を全て満たすこと。
- ・主任（監理）技術者もしくは現場代理人として、競争参加資格に定める同種工事（地方整備局等の発注した工事（港湾空港関係）に限る）の施工経験を持たないこと。

2. チャレンジ型における競争性の改善【中国独自】

見直し

◇背景

- ・総合評価落札方式においては、適正な品質を確保していくことが重要である一方、競争性をさらに向上させていくため、受注実績の少ない企業の参加意欲を引き出せるよう、多様なタイプを採用していくことが重要。
- ・そのため、受注実績に基づく評価項目（過去の工事成績評定点や表彰実績）を設定しない「チャレンジ型」を令和3年度からから試行。
- ・B又はC等級向け工事において、受注実績の少ない企業の参加に至っていない状況のため、更なる競争性と参加意欲を引き出すため、B又はC等級向けチャレンジ型工事において、評価項目・配点等について更なる見直しを行い、令和6年4月1日以降に公告する工事から適用する。

■チャレンジ型（B、C等級向け）の評価項目、配点等の見直し内容

- ・施工能力評価型 I 型では、簡易な施工計画を求め、4段階評価を採用し点数化による評価に見直し。
- ・企業の能力等及び技術者の能力等の同種工事の施工実績（発注機関別、施工規模）の配点等を見直し。

	現行	見直し後
評価方法	可否判定	点数化
	【可】 【否】履行確認が出来ないと判断した場合、施工計画が不適切 （競争参加資格なし）	◎：工事内容及び現場条件を踏まえた具体的な記載がある。 ○：工事内容及び現場条件を踏まえた記載がある。 △：工事内容及び現場条件を踏まえた記載が不十分である。 ×：施工計画が不適切である。 （競争参加資格なし）

2. チャレンジ型における競争性の改善【中国独自】

見直し

施工能力評価型 I 型（B、C等級向け）評価項目及び配点

評価項目		タイプ	施工能力評価型 I 型（チャレンジ型）		
			現行	見直し後	
簡易な施工計画			－	20	
施工能力等	企業の能力等	同種工事の施工実績	4	－	
		同種工事の施工実績の施工規模	4	4	
		技術開発実績	3	－	
		建設マスター等の配置	3	1	
		若手技術者等の雇用	2	－	
		小計	16	5	
	技術者の能力等	同種工事の施工実績	3	－	
		同種工事の施工実績における従事役職	3	2 ※	
		同種工事の施工実績の施工規模	4		
		C P D	3	1	
		資格の取得	3	1	
		小計	16	4	
	施工能力等 合計			32	9
	地域	地域精通	当該地域における本支店営業所の有無	2	－
近隣地域での施工実績の有無			2	－	
配置予定技術者の近隣地域での施工実績			2	－	
地域貢献		災害協定締結の有無	1	1	
		ボランティア活動の実績	1	－	
地域 合計			8	1	
賃上げ表明			3	2	
加算点 合計			43	32	

2. チャレンジ型における競争性の改善【中国独自】

見直し

施工能力評価型 I 型（B、C等級向け） 配置予定技術者の能力評価項目及び配点 ※

【現状】

評価項目		評価基準	配点
技術者の能力等	同種工事の施工実績	国土交通省、他省庁、特殊法人等の施工実績	3
		地方公共団体（港湾管理者含む）の施工実績	1.5
		民間での施工実績	0
	同種工事の施工実績における従事役職	主任（監理）技術者あるいは現場代理人としての施工経験	3
		担当技術者としての施工経験	0
	同種工事の施工実績の施工規模	当該工事の設計数量以上	4
		当該工事の設計数量には満たないが、企業の参加資格の同種工事要件に設定した数値規模以上	2
		当該工事の企業の参加資格の同種工事要件に設定した数値規模未滿	0

【見直し】

評価項目		評価基準	配点
技術者の能力等	同種工事の施工実績	主任（監理）技術者あるいは現場代理人として従事	2
		担当技術者として従事	0

3. 特定 J V 発注工事における地元中小企業評価の試行【中国独自】

新規

■ 背景

- ・地元企業の健全な育成、地域の景気浮揚につなげることを目的とし、単体・特定建設工事共同企業体の代表者又は構成員に地元中小企業を含む場合は、加点評価を行う試行を実施する。
- ・令和6年4月1日以降公告する工事から適用する。

■ 試行内容

- ・地元中小企業の受注機会確保に向け、単体・特定建設工事共同企業体（特定 J V）の代表者又は構成員において、地元中小企業を含む場合、加点評価を行う。
- ・地元とは、中国管内に本社（本店）を有する者とする。
- ・中小企業とは、資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社。
- ・対象は、港湾土木工事とし、予定金額が5億円以上8.1億円(WTO)未満の工事とする。
- ・地元中小企業の出資比率に応じて加点を行う。

技術提案評価型 S型	総合評価対象 60			賃上実施 企業に対 する加点 4
	技術提案 40	企業の能力等 10	技術者の能力等 10	
技術提案評価型 S型 (地元中小企業評価型)	総合評価対象 60			賃上実施 企業に対 する加点 4
	技術提案 30	地元中小企業 出資率	企業の能力等 10 技術者の能力等 10	

「地元中小企業の出資比率」に応じて加点評価

4. ワーク・ライフ・バランス等の推進の改善

見直し

■ 背景

- 平成29年度より、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金に関する取組方針の活用」（平成28年3月22日 すべての女性が輝く社会づくり本部）に基づき、建設業界全体でワーク・ライフ・バランス等が推進されるよう、ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を加点評価する取組を行っている。
- 将来の労働力不足が懸念されている中で、ニーズの多様化やグローバル化に対応するためにも、企業等における人材の多様性（ダイバーシティ）を確保することが不可欠となっており、女性の活躍の推進が重要となってくる。

■ 見直し内容

- 更なる取組拡大（対象工事の拡大）し、女性の活躍の推進を促す。（下記及び次頁参照）
- 令和6年4月1日以降公告する工事から適用する。

	【現状】	【見直し】	
対象工事	段階的選抜方式による技術提案評価型S型〔WTO〕工事	①港湾土木工事A等級による工事 ②港湾土木工事のWTO対象による工事 ③技術提案・交渉方式における優先交渉権者との業務契約	
評価項目	「企業の能力等」にて加点	上記① 上記②及び③のうち、段階的選抜方式を適用する工事	「企業の能力等」にて加点
		上記②及び③のうち、段階的選抜方式を適用しない工事	「技術提案」にて加点

見直し

4.ワーク・ライフ・バランス等の推進の改善

【港湾土木工事：A等級及び段階的選抜方式適用のWTO対象工事】

評価項目	評価基準	配点
企業の能力等	次に示すいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等）※1 ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和4年4月1日以降の基準）・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）・くるみん（平成29年3月31日までの基準）・トライくるみん認定企業）※2 ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3	企業の能力等の合計配点の5%

【港湾土木工事：段階的選抜方式適用しないWTO対象工事】

評価項目	評価基準	配点
ワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業等	次に示すいずれかの認定を受けている ・女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし・えるぼし認定企業等）※1 ・次世代法に基づく認定（プラチナくるみん・くるみん（令和4年4月1日以降の基準）・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）・くるみん（平成29年3月31日までの基準）・トライくるみん認定企業）※2 ・若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）※3	1点

【技術提案評価型S型の配点例】

評価項目		(例) 技術提案評価型S型	
		現行	見直し後
企業の能力等	同種工事の施工実績	1	0.5
	同種工事の施工実績の施工規模	1	1
	当該工種の平均工事成績評定点	3	3
	表彰実績	1	1
	新技術の採用	1	1
	ゴールドカード表彰	1	1
	作業船の保有	1	1
	環境性能を満足する作業船の保有状況	1	1
	ワーク・ライフ・バランス等の推進企業	-	0.5
	小計	10	10
施工能力等	同種工事の施工経験	1	1
	同種工事の施工経験における従事役職	1	1
	同種工事の施工経験の施工規模	1	1
	当該工種の平均工事成績評定点	2	2
	表彰実績	1	1
	県内での施工実績	2	2
	継続教育学習（CPD）	1	1
資格の取得	1	1	
小計	10	10	
施工能力等 合計		20	20

※1_女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条又は第12条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業（労働時間等の働き方に係る基準は満たすものに限る。）又は同法第8条に基づく一般事業主行動計画（計画期間が満了していないものに限る。）を策定している企業（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。）をいう。
 ※2_次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条又は第15条の2の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。
 ※3_青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定に基づく基準に適合するものと認定された企業をいう。

- ◆発注等級拡大の取扱い
発注等級の拡大による発注等級が A + B 等級の場合は、評価対象としない。
- ◆共同企業体の場合の取扱い
代表者又は構成員のいずれかが、ワーク・ライフ・バランス等推進企業として認定されていれば加算対象とする。
- ◆認定等の確認方法
認定通知書の写し又は行動計画届出書（都道府県労働局の受領印付）の写しの添付にて確認する。（外国法人については、内閣府による認定等相当確認通知書の写しにより確認する。）

5. 作業船の保有及び環境基準達成状況の評価

継続

◇経緯

- ・港湾工事や災害時に必要不可欠な作業船は隻数の減少に歯止めがかからない状況。
- ・NOx排出量規制適用前に建造された船舶が95%を占める等、老朽化も進んでおり、港湾整備事業に伴う環境負荷の低減を図るためには、環境性能の高い作業船への代替を更に促進する必要がある。
- ・平成26年度より、作業船を使用する工事において、作業船の保有状況及び環境性能達成状況を加点評価しており、令和元年度には、環境性能の高い新造船の自社保有をより優位に評価するよう見直し、さらに令和2年度には共同保有に対する評価を引き上げるよう見直しを実施。

◇評価方法

- ・作業船の保有状況：最大2点(3段階)、作業船の保有形態及び環境性能達成状況：最大2点(5段階)

■試行状況

評価項目		加点項目	点数	年度	適用件数	参加表明者数	加点企業数	加点率	落札者
施工能力等 企業 の能力等	作業船の保有状況	2点 (1点)	R元年度	27件	93社	30社	32.3%	13社	
			R2年度	19件	69社	24社	34.8%	9社	
			R3年度	30件	113社	17社	15.0%	9社	
			R4年度	17件	56社	10社	17.9%	6社	
			R5年度	9件	33社	3社	9.1%	1社	
	保有する作業船の環境性能の達成状況	2点 (1点)	R元年度	27件	93社	10社	10.8%	4社	
			R2年度	19件	69社	13社	18.8%	5社	
			R3年度	30件	113社	4社	3.5%	4社	
			R4年度	17件	56社	3社	5.4%	2社	
			R5年度	9件	33社	2社	6.1%	1社	



■確認の結果

- ・**加点率は伸び悩みの状況。**
- ・作業船の保有及び代替建造の促進のため重要な施策であることから、**引き続き試行**しながら、効果や課題を確認していく。

※R5年度は12月末までの実績

6. 災害活動実績に基づく表彰【中国独自】

見直し

◇経緯

- ・平成30年7月豪雨時において、地元建設業者による災害活動は被災地の応急復旧に大きな役割を果たしたことから、令和元年度より、災害活動実績に基づく表彰実績を評価項目として追加。
- ・地元企業活用促進型については、令和4年度より、災害への備え等の取組を推進するため配点等を見直し。

■見直し内容

- ・公平性の観点より、災害活動実績に基づく表彰について、評価項目から削除し、配点を見直し。

【地元企業活用促進型の配点例】

加点項目	評価方法	現行配点	見直し後
a. 地元企業の活用率	①80%以上、②60%以上、 ③60%未満	4点	5点
b. 地元資材の活用率	①75%以上、②75%未満	4点	4点
c. 災害協定の締結等	①両方有り、②一方有り、③なし	1点	1点
d. <u>災害活動実績に基づく表彰</u>	①有、②無	1点	—

【地域貢献度の配点例】

加点項目	評価方法	現行配点	見直し後
災害協定締結	締結あり、締結なし	0.5点	1.0点
<u>災害活動実績に基づく表彰</u>	表彰あり、表彰なし	0.5点	—

7.賃上げを実施する企業への加点措置

◇経緯

- ・「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）等において、賃上げを行う企業から優先的に調達を行う措置などを検討するとされたことを受け、総合評価落札方式の評価項目に賃上げに関する項目を設けることにより、賃上げ実施企業に対して技術評価点の加点を行う措置を令和4年4月1日以降契約する工事について適用。（以下「本取組」という。）

◇評価項目

事業年度又は暦年において、対前年度比又は前年比で「給与等受給者一人当たりの平均受給額」（※）を 所定率*以上増加させる旨を従業員に表明していること。

所定率*：【大企業】3%、【中小企業等】1.5%

（※）中小企業等については「給与総額」又は「給与等受給者一人当たりの平均受給額」のいずれかを採用することも可能とする

◇評価方法及び配点

- ・上記の評価項目に該当する「従業員への賃金引上げ計画の表明書」を提出した入札者に対して加点（総合評価のタイプにより3～4点）する。

（注意事項）賃上げ基準に達していない者のペナルティ

- ・本取組により加点を受けた落札者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合、減点措置開始日から1年間に入札公告が行われる調達に参加する場合に本取組の加点措置以上(1点多い配点)の減点措置を行います。（本取組を行う政府調達に対して同様の措置を適用。）

※本取組に関する国交省統一QA集掲載HP→https://www.mlit.go.jp/tec/tec_fr_000101.html

■実施状況

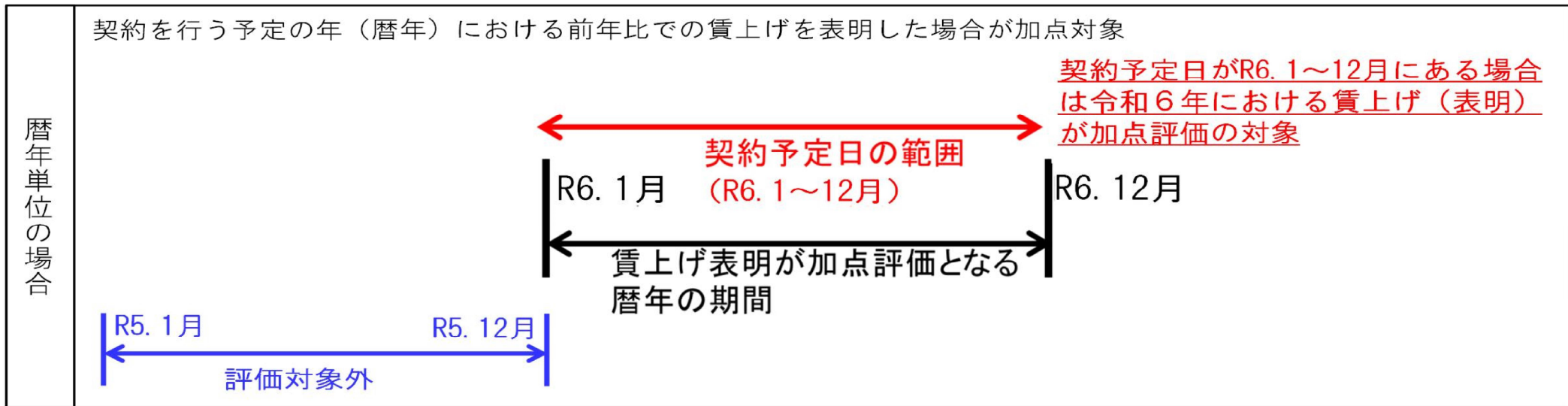
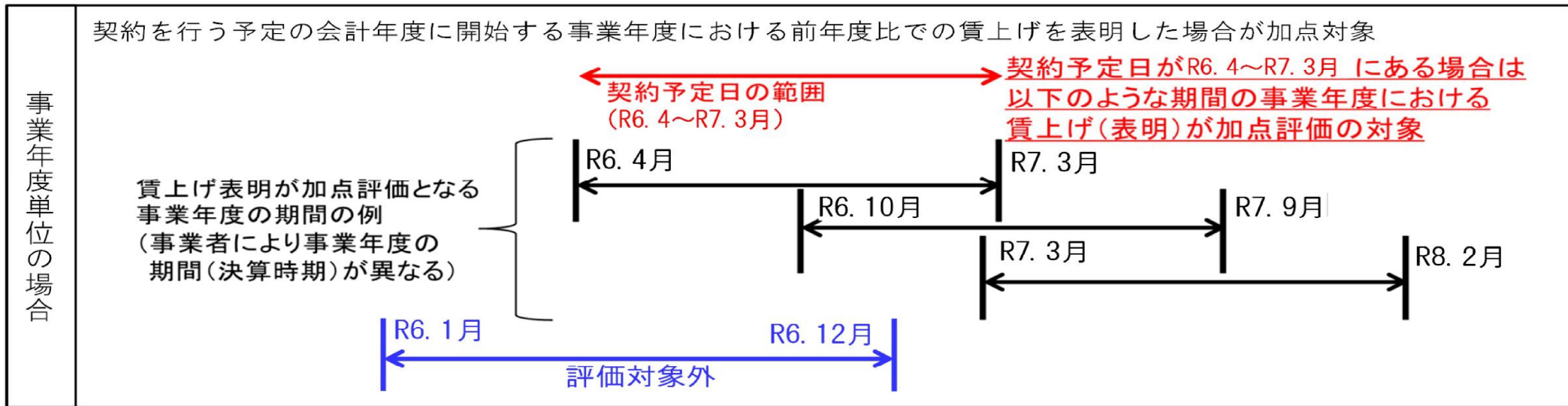
	令和5年度 対象工事件数	うち賃上げ加点を受 けた件数（割合）
港湾5工種	21件	20件 (95%)

※R5年度（12月末迄）の実績

継続

7. 賃上げ表明に係る注意事項

賃上げ表明書の評価（加点）を実施する適用期間について



【賃上げに関する参考資料】

・国土交通省賃上げQA

<https://www.mlit.go.jp/tec/content/001582892.pdf>

継続

8.担い手確保重視型

◇経緯

- ・建設業における担い手確保を推進するため、平成26年度より試行。
- ・平成29年度より、加点をさらに引き上げ（合計3点→7点 ※4点を工事実績評価から移動）。

◇評価方法

- ・B等級を対象とした難易度 I・II の工事を対象として、同種工事の施工実績や工事成績評定点の加算点を抑え、担い手確保に繋がる満29歳以下の若手技術者等の雇用や技術者の教育・学習、資格の取得等を評価。

■試行状況

- ・試行件数 : 元年度 2件、2年度 4件、3年度 7件、4年度 4件、5年度 1件
- ・参加表明者数 : 元年度 5社、2年度 7社、3年度 14社、4年度 9社、5年度 1社
- ・加点率 : 29年度 延べ32社 / 45社 = 71.1%
30年度 延べ49社 / 66社 = 74.2%
元年度 延べ11社 / 15社 = 73.3%
2年度 延べ16社 / 21社 = 76.2%
3年度 延べ26社 / 42社 = 61.9%
4年度 延べ16社 / 27社 = 59.3%
5年度 延べ 2社 / 3社 = 66.7%

■確認の結果

- ・担い手確保に向けて高い誘導効果が認められる。
- ・引き続き試行し、担い手確保を推進していく。

評価項目		加点項目	点数	年度	満点	中間点	0点
企業 の 能力 等	若手技術者の 雇用 <small>満点:若手技術者雇用 中間点:若手の雇用</small>	3点	29年度	10社	2社	3社	
			30年度	16社	1社	5社	
施工 能力 等	技術者の 教育・学習 (CPD) <small>満点:取得ポイントの8割 中間点:取得ポイントの4割</small>	2点	元年度	3社	1社	1社	
			2年度	6社	0社	1社	
			3年度	12社	0社	2社	
			4年度	8社	0社	1社	
			5年度	1社	0社	0社	
	技術者の 資格取得	2点	29年度	6社	—	9社	
			30年度	13社	—	9社	
			元年度	2社	—	3社	
			2年度	3社	—	4社	
			3年度	0社	—	14社	
4年度	0社	—	9社				
5年度	0社	—	1社				

9.見積参考資料に対する質問締切日について

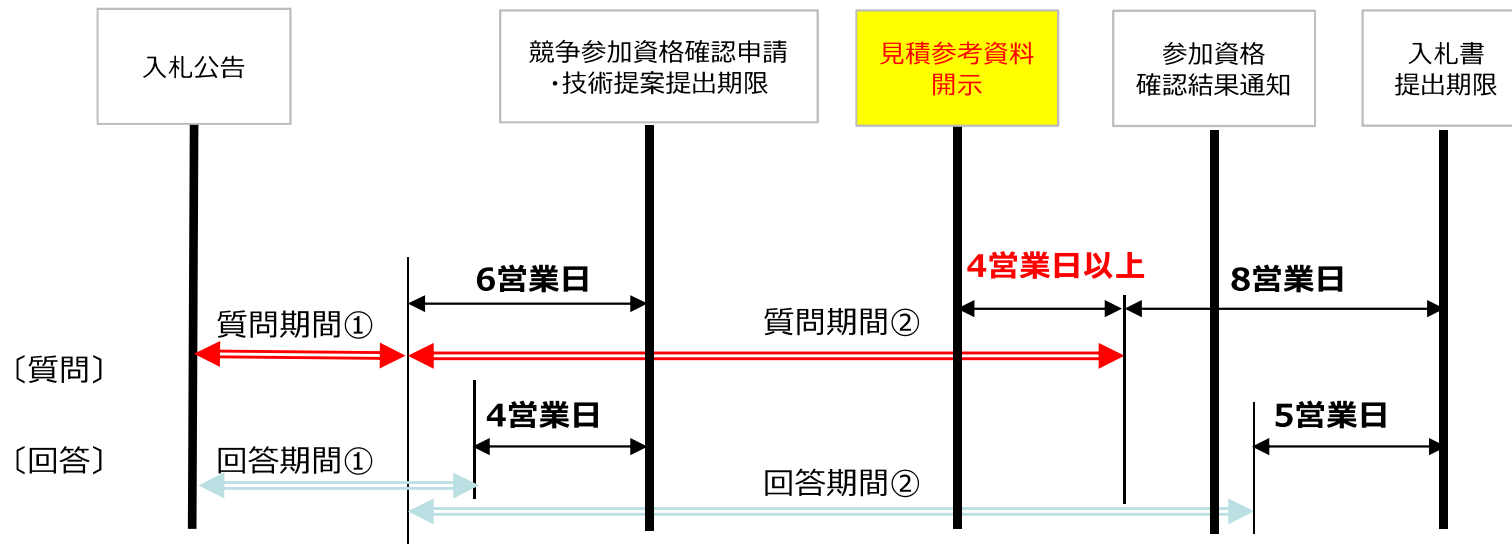
見直し

◇背景

- ・見積参考資料開示後の質問の締め切りは、4営業日以上を基本としているが、必要な質問事項作成期間の確保が図れていない状況となっていた。

◇見直し内容

- ・見積参考資料の開示後、**質問締切日まで十分な期間（4営業日以上）**の確保を行う。



10. 港湾 5 工種における特定JVに対する評価方法【中国独自】

■ 背景

- ・政府調達協定契約における適用額について、令和6年4月1日以降の公告より8億1千万円以上を対象とした契約となる。
- ・一方で、特定建設工事共同企業体により競争を行う工事としては、概ね5億円以上を目安として工事を発注している。
- ・政府調達協定契約工事では、これまで同様、企業及び技術者の能力等については評価対象外であるが、上述のとおり、工事規模によっては企業及び技術者の能力等の評価対象となることから、評価項目毎の評価対象者を以下にとおりとする。
- ・令和6年4月1日以降公告する工事から適用する。

◆ 特定JV対象工事における評価対象

評価項目	WTO工事以外 評価対象		WTO工事 評価対象	
	特定JV代表者	特定JV構成員		
企業の 能力等	同種工事の施工実績	○	—	—
	同種工事の施工実績規模	○	—	—
	工事成績	○	—	—
	優良表彰	○	—	—
	ゴールドカード表彰	○	—	—
	作業船の保有	代表者・構成員いずれか		—
	作業船の環境基準	代表者・構成員いずれか		—
技術者の 能力等	同種工事の施工実績	○	—	—
	同種工事の施工実績従事役職	○	—	—
	同種工事の施工実績規模	○	—	—
	工事成績	○	—	—
	優良表彰	○	—	—
	中国管内の施工実績	○	—	—
	継続教育学習(CPD)	○	—	—
	資格の取得状況	○	—	—
賃上げ実施表明企業	代表者・構成員とも	同左	同左	
WLB等推進企業	代表者・構成員いずれか	同左	同左	

継続

11. 技術提案書作成にかかる負担の軽減【中国独自】

◇経緯

- ・技術提案評価型では、工事の施工条件や環境条件等から工事ごとに施工上の技術的課題を踏まえ、WTO対象工事で2つ、それ以外の工事では1つの「テーマ」を指定し、1テーマにつき、3つの施工上の工夫等の技術提案を求めてきた。しかしながら、全国的な工事量の増加や働き方改革の進展等に伴い、技術提案書の作成にかかる負担が大きくなっている状況。
- ・令和2年度より、施工上の技術的課題が少ない工事について、1テーマにつき求める技術提案数を「3」から「2」に削減する試行を導入。
- ・対象工事は施工条件や環境条件等の工事特性を踏まえて選定。

項目	分類	求める提案数
技術提案	WTO対象工事 (技術提案評価型S型)	2テーマ×3提案
	うち、施工上の技術的課題が少ない工事（試行）	1テーマ×3提案 1テーマ×2提案
	WTO対象以外の工事 (技術提案評価型S型)	1テーマ×3提案
	うち、施工上の技術的課題が少ない工事（試行）	1テーマ×2提案

■試行状況

年度	WTO対象	WTO対象以外	件数合計 <試行件数：内数>
R2	7件<2件>	11件<4件>	18件<6件>
R3	1件<1件>	17件<10件>	18件<11件>
R4	8件<2件>	8件<2件>	16件<4件>
R5	6件<4件>	6件<0件>	12件<4件>

※R5年度は12月末迄の実績

■確認の結果

- ・技術提案書の作成にかかる**負担が大幅に軽減されたとの好意的な意見が大半**。
- ・一方、**各社の技術提案加算点が僅差化**。
- ・引き続き**試行**を行っていく。

継続

12. 自主採点書類の提出【中国独自】

◇経緯

- ・総合評価落札方式における「企業及び技術者の能力等」及び「地域貢献度・精通度等」の評価並びに評価値の算定は公正・公平に行われなければならない。
- ・従前、評価値の算定は発注者側のみで行っていたが、可能な限り、競争参加申請者側でもこれを算定し、両者を突き合わせることでその確かさをチェックすることが望ましい。
- ・このため、令和元年下半期より、WTO対象工事を除く全ての工事について、競争参加資格確認申請書提出時に申請者自身による「自主採点書類」の提出を求めることとした。なお、提出は任意としている。

■試行状況

- ・本官発注工事、分任官発注工事とも、**ほぼ全ての申請者から「自主採点書類」が提出されている。**



■確認の結果

- ・評価値の算定に関して、チェック機能が強化され、ミス防止につながっている。
- ・引き続き試行を行っていく。

自主採点表

工事名称： _____
会社名： _____

参考様式

(注) 下表には、当該工事における評価対象項目以外の項目も含まれているため、自主採点にあたっては、当該工事の『技術提案説明書』又は『簡易な施工計画等説明書』又は『施工能力等説明書』に記載された評価項目を確認のうえ、該当する項目のみに記入すること。また、評価点数は、『技術提案説明書』等に記載された配点を確認のうえ、記入すること。

評価項目	評価基準	自主採点欄	
		番号	評価点
同種工事の施工実績	① 国土交通省、他省庁、特殊法人等の施工実績 ② 地方公共団体(港湾管理者含む)の施工実績 ③ 民間での施工実績		
同種工事の施工実績の施工規模	① 当該工事の設計数量以上 ② 当該工事の設計数量未満		
管内(港湾空港関係)の当該工種の工事成績評定点の平均点	① 80点以上 ② 77.5点以上80点未満 ③ 75点以上77.5点未満 ④ 72.5点以上75点未満 ⑤ 70点以上72.5点未満 ⑥ 70点未満		
管内(港湾空港関係)の当該工種の優良工事表彰又は安全管理優良請負者表彰	① 局長表彰の実績有り ② 事務所長表彰の実績有り ③ 表彰なし		
新技術の採用 ※加算評価されることを前提として記入	① NETIS登録技術等(有用な新技術)の採用有り ② NETIS登録技術等(有用な新技術)の採用無し		
工事成績優秀企業認定制度【ゴールドカード制度】の表彰	① 表彰の実績有り ② 表彰なし		
作業船の保有	① いずれかの作業船を自社保有している ② いずれかの作業船を共有している ③ その他		
平成22年7月以降に自ら新造した環境性能を満足する作業船の保有状況等	① 自ら新造した自社保有船で窒素酸化物放出基準を満足 ② 自ら新造した共有船で窒素酸化物放出基準を満足 ③ 自ら新造していない中古船又は原動機取替船舶で窒素酸化物放出基準(2次規制)を満足 ④ 自ら新造していない中古船又は原動機取替船舶で窒素酸化物放出基準(1次規制)を満足 ⑤ 上記以外		
指定する種類の登録基幹技能者又は建設マスターの配置	① 登録基幹技能者又は建設マスターを2名配置 ② 登録基幹技能者又は建設マスターを1名配置 ③ 配置なし		
若手技術者等の雇用	① 若手技術者(満年齢29歳以下)の雇用有り ② 若手(満年齢29歳以下)の雇用有り ③ 雇用なし		
技術開発実績の有無	① NETISへの登録、港湾関連民間技術又は建設技術審査証明の評価を受けた自社開発の実績あり ② 実績なし		
ICTの活用計画	① 全ての段階で全面的に活用する場合 ② 全ての段階で全面的に活用する計画でない又は活用しない		
		[小計]	
同種工事の施工経験	① 国土交通省、他省庁、特殊法人等の施工経験 ② 地方公共団体(港湾管理者含む)の施工経験 ③ 民間での施工経験		

13.産前産後休業及び育児休業取得に係る証明様式

新規

◇経緯

- ・参加申請する技術者が、評価対象期間に産休育休を取得している場合、産休育休期間に相当する期間を評価対象期間に加えることができる。
- ・産休育休の期間を加える場合は、産休育休期間が確認できる資料の提出を求めており、様式として「産休育休取得証明」を作成しました。
- ・なお、本様式の提出に加え、産休育休取得日数分の追加期間内に完成した工事が評価対象であることが分かる資料についても提出が必要です。

産休育休取得の確認様式

様式-〇
令和 年 月 日(分任) 支出負担行為担当官
中国地方整備局
〇〇〇〇 殿住 所
会社名
代表者名

産前産後休業及び育児休業期間の証明について

下記のとおり、配置予定管理技術者（予定管理技術者）「〇〇 〇〇」が休業を取得したことを証明いたします。

記

休業種別	休業期間	休業日数
産前産後休業	令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日	〇日
育児休業	令和〇年〇月〇日 ~ 令和〇年〇月〇日	〇日

13.産前産後休業及び育児休業取得期間の評価の考え方

産前産後休業及び育児休業（産休育休）に相当する期間について

【産休育休期間に相当する期間の評価の考え方】

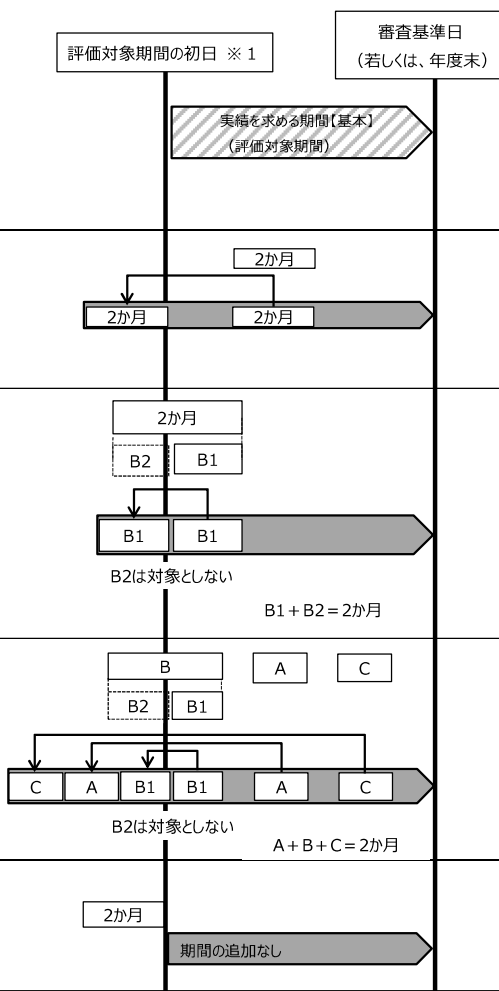
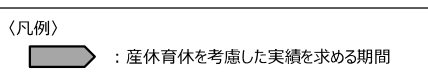
※ 1：評価対象期間の初日

評価対象項目	初日
同種工事の実績	平成21年4月1日
工事成績評定点の平均点	平成〇年〇月〇日 メモ1：R 6.6.30までの公告：平成30年4月1日 メモ1：R 6.7.1以降の公告：令和元年4月1日
CPDの実績	継続学習【CPD】の様式 参照

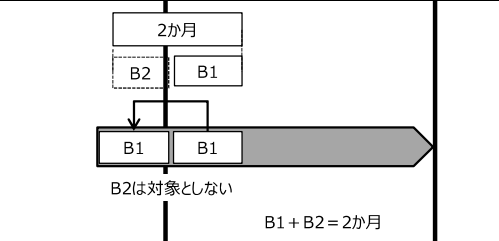
(例) 産休育休の期間が2か月の場合

1. 実績について

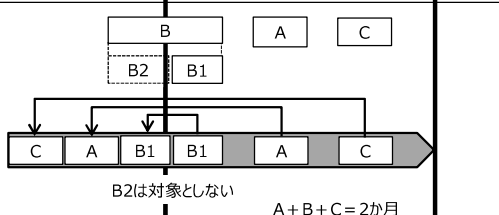
(ケース①)
実績を求めめる期間内に産休育休（2か月）を取得していた場合
(対応①)
産休育休の期間（2か月）を実績を求めめる期間に加えることができる。ただし、加えた期間に完成検査が完了した工事を評価対象とする。



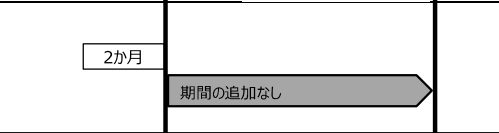
(ケース②)
実績を求めめる期間をまたぎ、産休育休（2か月）を取得していた場合
(対応②)
実績を求めめる期間内に相当する期間のみ（B1）を加えることができる。ただし、産休育休開始日から実績を求めめる期間の初日までの間（B2）は、対象期間に加えることはできない。なお、加えた期間に完成検査が完了した工事を評価対象とする。



(ケース③)
実績を求めめる期間内に（A）、（C）及び、期間をまたいだ（B）の産休育休を取得していた場合
(対応③)
（A）、（C）及び（B1）の合計を加えることができる。ただし、産休育休開始日から実績を求めめる期間の初日までの間（B2）は、対象期間に加えることはできない。なお、加えた期間に完成検査が完了した工事を評価対象とする。



(ケース④)
実績を求めめる期間より前に、産休育休（2か月）を取得していた場合
(対応④)
実績を求めめる期間に加えることはできない。



2. 成績について

(ケース)
工事成績評定点の評価対象期間内に産休育休（2か月）を取得していた場合
(対応)
産休育休の期間（2か月）を評価対象期間に加えることができる。加えた期間に完成検査が完了した工事の成績点を評価対象期間の実績に含めて平均点を算出し、その平均点を評価対象とする。

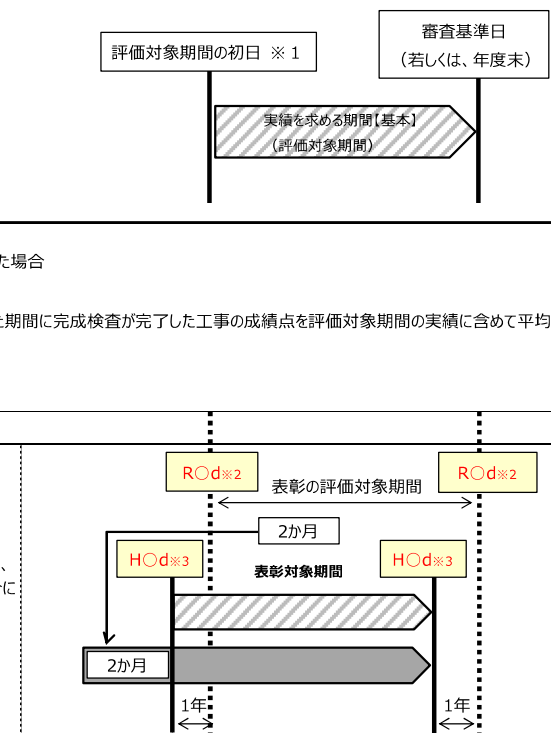
注 1) 期間の考え方は、1. 実績と同様である。

3. 表彰について

(ケース)
表彰の評価対象期間内に産休育休（2か月）を取得していた場合
(対応)
産休育休の期間（2か月）を表彰対象期間に加えることができる。ただし、加えた期間に完成検査が完了した工事で、その工事が表彰されている場合に評価対象とする。

注 2) 期間の考え方は、1. 実績と同様である。

注 3) 表彰対象期間とは、表彰の評価対象期間に表彰された工事が完了した期間である。



※ 2：表彰の評価対象期間
【R6.7.31までの公告：R1d～R5d】
【R6.8.1以降の公告：R2d～R6d】

※ 3：表彰対象期間
【R6.7.31までの公告：H30d～R4d】
【R6.8.1以降の公告：R1d～R5d】

競争参加資格要件等：

継続

○ **中小企業を対象とした工事発注【中国独自】（平成29年度～）**

- ・中小企業者の受注機会の拡大を図るため、本官発注工事のうち、2.5億円以上3.0億円未満の工事を「中小A等級企業」を対象として発注する（対象工事は技術的難易度及び競争性の確保を考慮して決定）。

○ **J V 構成員の参加要件の緩和（客観点数の引き下げ）（平成30年度～）**

- ・WTO対象工事におけるJV構成員の競争参加資格要件の一部（客観点数）を見直し、中小企業が参加しやすい工事の発注を試行する（港湾土木工事と港湾等しゅんせつ工事を対象として試行）。

○ **工事実績要件の緩和（主作業船を使用した下請け実績の評価）（平成30年度～）**

- ・中小企業の実績の確保に向け、主作業船を使用した下請け施工実績を競争参加要件の同種実績として認める（WTO対象工事を除く、主作業船を使用する港湾土木工事と港湾等しゅんせつ工事について試行）。

企業の評価項目：

○ **W L B 等推進企業の評価（平成29年度～）**

- ・建設業界全体でワークライフバランス（WLB）を推進するため、WTO段階選抜工事を対象に、WLBを推進する企業として法令に基づく認定を受けた企業その他これに準ずる企業を評価する。

○ **i-Construction大賞受賞企業等の評価【中国独自】（令和2年度～）**

- ・i-Constructionにかかる取組を推進するため、企業に対する表彰受賞実績（過去5年間）の評価において、「i-Construction大賞」（大臣表彰）及び「中国i-Construction表彰」（局長表彰）の受賞実績を追加。
- ・名称変更：i-Construction大賞（インフラDX大賞含む）、中国i-Construction表彰（中国インフラDX表彰含む）（令和5年度～）

企業・技術者の評価項目：

○ **自主採点書類の提出【中国独自】（令和元年度～）**

- ・総合評価落札方式における評価値の算定にかかる公正性・公平性、双務性、透明性向上を図るため、WTO対象工事を除く全ての工事について、競争参加資格確認申請書提出時に申請者自身による「自主採点書類」の提出を求める（提出は任意）。

企業の評価項目：

継続

○技能者の配置の評価（平成29年度～）

- ・工事目的物の品質向上のため、技術提案評価型S型（チャレンジ型）と施工能力評価型を対象として、技能者（登録基幹技能者及び建設マスター）の配置に対する評価を試行する。

技術者の評価項目：

○技術者の施工実績に対する評価【中国独自】（令和2年度～）

- ・技術者の高齢化が進展し、経験の豊富な技術者が減少していることを踏まえ、「監理（主任）技術者又は現場代理人としての従事実績をもたない技術者」を登用しやすい環境を確保するため、同種工事の評価において、従事役職にかかる要件を緩和する。

○海外インフラプロジェクト技術者の評価（令和3年度～）

- ・海外工事等の実績について、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度において認定又は表彰された技術者の施工実績について、総合評価落札方式の施工実績として評価する。

書類簡素化等：

○工事实績を証明する書類の簡素化（平成30年度～）

- ・工事实績情報システム（CORINS）登録データの写しの提出を不要とする（但し、CORINS登録データによって確認できない項目については、的確に判断できる最小限の証明書類の添付が必要）。また表彰実績に係る証明資料の提出も不要とする。（令和5年度～）

○監理（主任）技術者の申請方法の変更（令和元年度～）

- ・配置予定監理（主任）技術者の申請を複数名申請から1名申請とし、併せて契約後の変更を認めることにより申請書類の削減、申請手続きの簡素化や監理技術者の柔軟な配置に繋げる。

○技術提案にかかる書類(施工実績)の簡素化【中国独自】（令和元年度～）

- ・提案した技術の施工実績を示す書面の提出を不要とし、提案の実現性（提案の施工実績）については、必要に応じ、技術提案書様式に記載することとする。

○作業船の保有等の評価にかかる書類(写真)の簡素化【中国独自】（令和元年度～）

- ・作業船の保有状況、環境基準達成への取組み状況を評価するために求めている書類のうち、作業船の船名、原動機の型式番号が分かる写真の提出を不要とする。

見直し

書類簡素化等：

○参加要件にかかる書類(工程計画表)の簡素化【中国独自】 (令和元年度～)

- ・総合評価落札方式において、標準点（100点）を付与する判断根拠としてきた「工程計画表」の提出を不要とし、標準点は設定された競争参加資格要件を満たす者に一律に付与する。

○閲覧資料のデジタルデータによる提供 (令和元年度～)

- ・工事における総合評価落札方式における、入札参加又は技術提案書の作成に資すると考えられる既往資料の閲覧について申請者の閲覧にかかる利便性の向上を目的として印刷物による閲覧に加え、デジタルデータによる提示を開始

○技術提案書作成にかかる負担の軽減【中国独自】 (令和2年度～)

- ・施工条件や環境条件等の工事特性を踏まえ、施工上の技術的課題の少ない工事について、1テーマにつき求める技術提案数を「3」から「2」に削減。

○技術提案・簡易な施工計画の文字数制限緩和 (令和4年度～)

- ・技術提案・簡易な施工計画の様式への記載文字数の制限について、半角文字2文字を全角1文字として扱うよう文字数を緩和する。

○技術提案等に係る提出様式番号の統一 (令和4年度～)

- ・技術提案等の様式番号を統一するとともに、最新様式が判別できるように様式Verを明示。

○技術提案書様式の体裁 (令和4年12月～)

- ・技術提案の提案様式は文字サイズ、文字数等の体裁による書式設定したWord版をHPに掲載する。

発注見通し：

○公告月の記載 (令和6年1月～)

- ・月ごとに公表を行う発注見通しにおいて、公告月を記載。